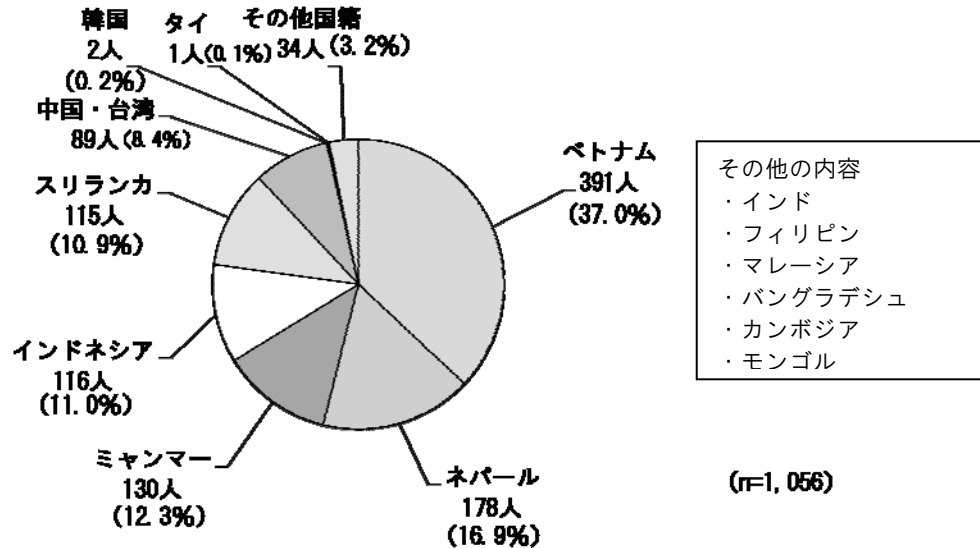


Ⅲ-iv 調査結果【日本語学校調査】

1 在籍する留学生（在留資格が「留学」である外国人）の国籍別人数

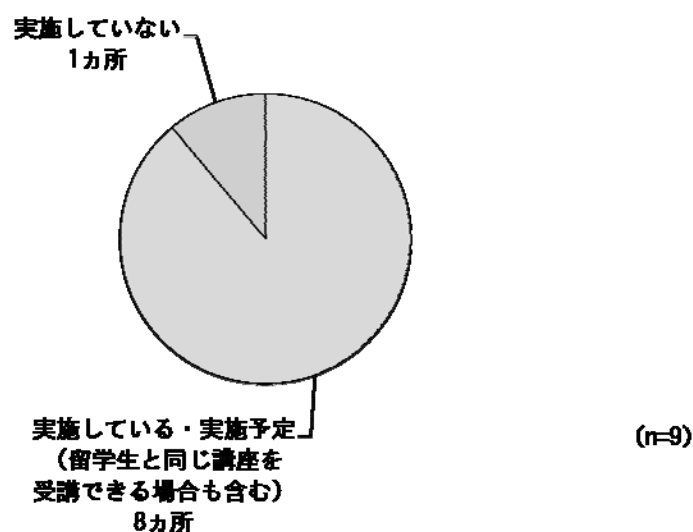
問1 貴校に在籍する留学生（在留資格が「留学」である外国人）についておたずねします。国籍別人数を分かる範囲で教えてください。（令和元年5月1日現在）



在籍する留学生（在留資格が「留学」である外国人）の国籍別人数においては、「ベトナム」が391人（37.0%）と最も多く、次いで「ネパール」が178人（16.9%）、「ミャンマー」が130人（12.3%）などとなっています。

2 留学以外の外国人を対象とした日本語講座の実施状況

問2 貴校では、2019年度に、「留学」以外の在留資格を持つ外国人等が受講できる日本語講座を実施していますか。

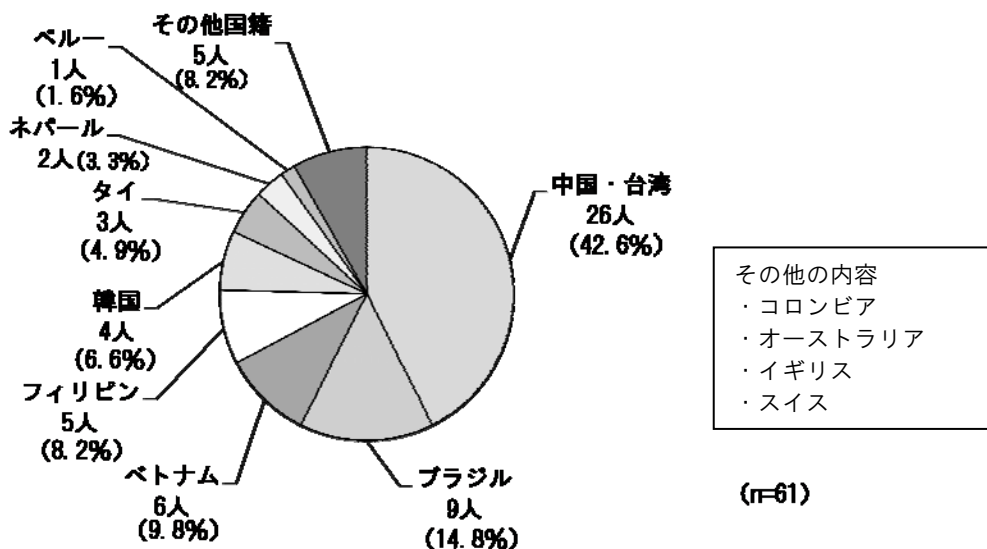


留学以外の外国人等の日本語講座の実施状況においては、8カ所で、「実施している・実施予定（留学生と同じ講座を受講できる場合も含む）」と回答しています。

3 「留学」以外の在留資格を持つ外国人等の国籍別人数

問2で「1 実施している・実施予定」と回答した方にお聞きします。

問2-1 貴校に通う「留学」以外の在留資格を持つ外国人等の国籍別人数を分かる範囲で教えてください。(令和元年5月1日現在)



「留学」以外の在留資格を持つ外国人等の国籍別人数においては、「中国・台湾」が26人(42.6%)と最も多く、次いで「ブラジル」が9人(14.8%)、「ベトナム」が6人(9.8%)などとなっています。

4 在留資格を持つ外国人等が受講できる日本語講座の内容と開催期間

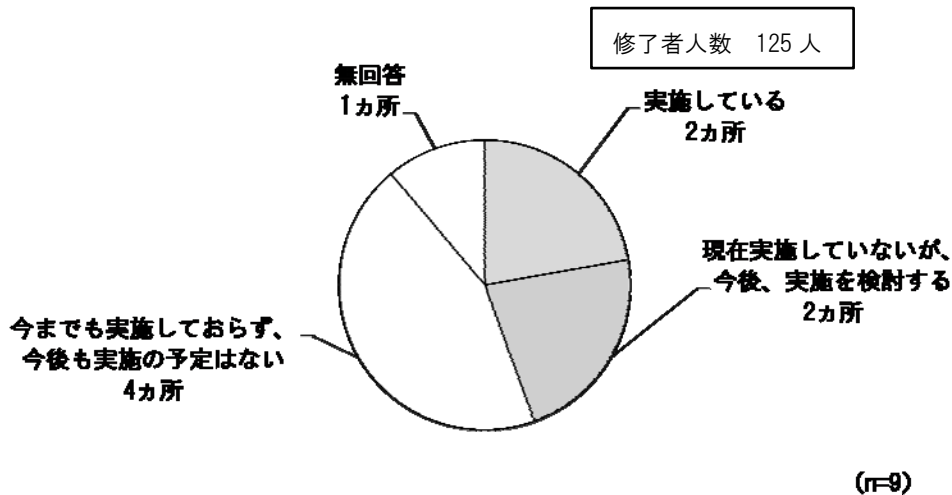
問2-2 「留学」以外の在留資格を持つ外国人等が受講できる日本語講座には、どのような講座がありますか。(2019年度開講(予定を含む)の講座)

※一部掲載

内容	開催期間
日本語一般コース(留学生と同じ、進学向け)	2年
留学生と同じカリキュラム(日本語能力試験対策、聴解、読解、作文、会話力養成、大学入試対策(数学、面接))	1年半、2年
一般コース	2年
進学コース	1年6ヵ月、2年
日本語教師養成講座(入学試験有)	1年
日本語学科一般	3ヵ月(継続可)
短期コースとしてレベルに合ったクラス	1ヶ月から3ヶ月、継続可
留学生クラス(進学クラス)	2年、1年半、等
個人レッスン、グループレッスン	1か月から
生活者クラス(予定)	全9回

5 現在（2019年度）、日本語教師を養成するための講座の実施状況

問3 貴校において、現在（2019年度）、日本語教師を養成するための講座を実施していますか。



現在（2019年度）、日本語教師を養成するための講座の実施状況においては、「実施している」が2カ所、「現在実施していないが、今後、実施を検討する」が2カ所、「今まで実施しておらず、今後も実施の予定はない」が4カ所となっています。

養成講座を修了した者は、実施している2カ所でこれまで125人となっています。

6. 養成したい日本語教師

問3で「1 実施している」「2 実施を検討する」と回答した方にお聞きします。

問3-1 どのような日本語教師を養成したいと考えていますか。（自由記述）

- ・ 自律的成長ができる教員
- ・ 日本語教師として必要な知識を身につけ、実際の日本語教師の実践現場にも対応できる技術を養成したい。世界のどこへ行っても教えられる、又、日本においては学習者の出身国の事情や背景を理解する多様性や寛容性を養成したい。自らが困難を切り抜ける対応力を養成したいと考えている。
- ・ 生徒から信頼される教員
- ・ 留学生はもちろん、どんな属性の学習者に対しても、適切な日本語教育ができる日本語教師を養成したいと考えている。

7. 日本語教育の課題・問題点

問4 貴校における日本語教育の課題・問題点があれば御記入ください。（自由記述・抜粋）

- ・ 地域のニーズに応える柔軟性、しなやかさをもった体制づくり
- ・ 学生の増加に伴う教師不足
- ・ 教育の質の向上の為教師研修を行い質の良い教育を目指す。
- ・ 日本語教員の採用が難しい。

8 他の団体との連携、交流状況

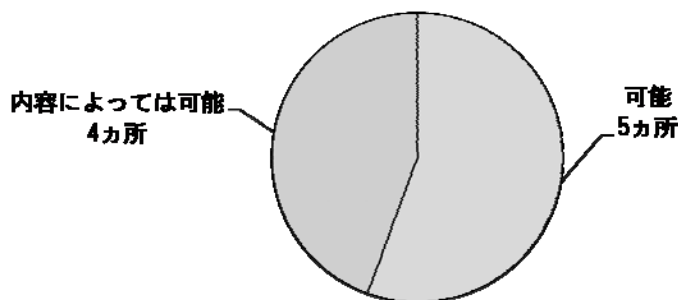
問5 日本語教育に関して他の団体（県、市町、国際交流協会、企業、大学、NPO、日本語教室等）と連携、交流を行なっていますか。

9校全てで他の団体との交流、連携を実施しており、連携・交流先は以下のとおりとなっています。

連携・交流先		連携・交流内容			
国際交流協会	7カ所	イベントへの参加	6カ所	日本語支援ボランティア養成講座開講	1カ所
NPO・ボランティア団体等	4カ所	日本語教師研修など	2カ所	アルバイト就業	1カ所
市町担当課・近隣市町	2カ所	教員、経営者、事務、学校運営上の研修など	1カ所	情報交換	1カ所
大学・教育機関	2カ所	日本の生活習慣理解講習	1カ所	日本語教師の派遣	1カ所
企業	2カ所	当校学生とのピジターセッション	1カ所	研修生受け入れ等	1カ所
		共同企画	1カ所	ホームステイ	1カ所
		学校見学会	1カ所	中高生の職業体験、職業講話	1カ所
		市と災害時応援協定締結	1カ所		

9 他の団体から連携等の依頼があった場合に応じることは可能か

問6 日本語教育に関して、今後、他の団体（県、市町、国際交流協会、企業、大学、NPO、日本語教室等）から連携や交流、もしくは何らかの協力依頼があった場合、応じることは可能ですか。

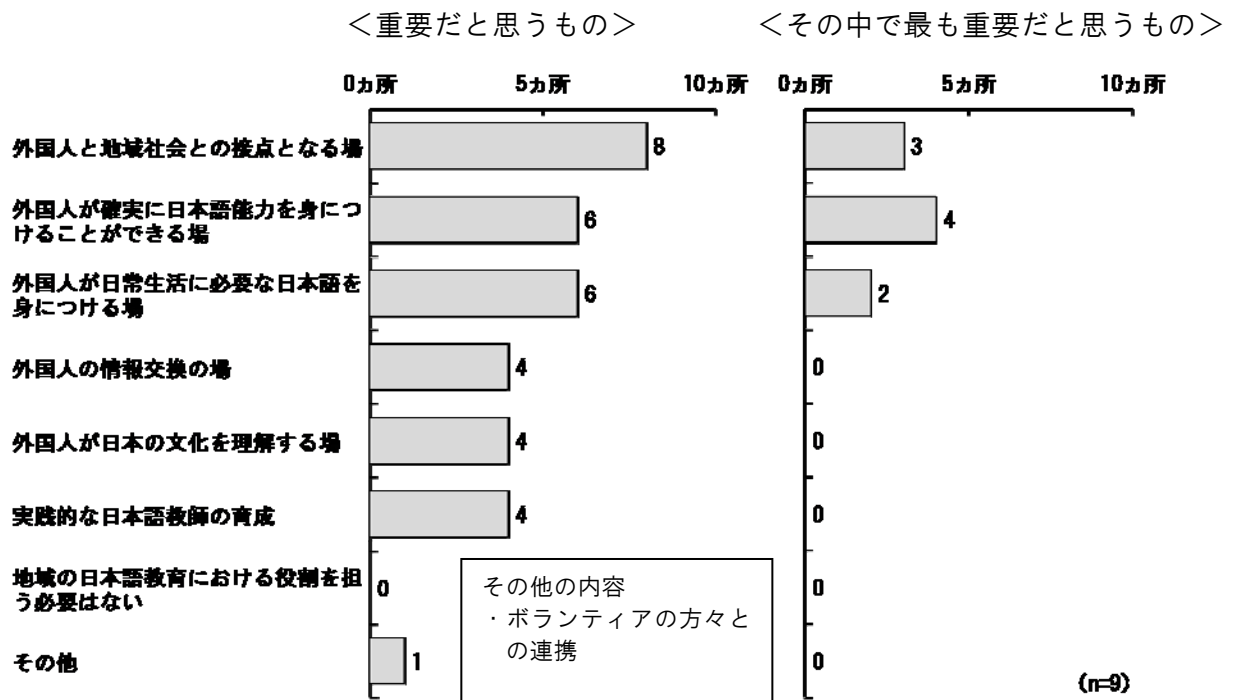


(n=9)

他の団体から連携等の依頼があった場合に応じることは可能かにおいては、「可能」が5カ所、「内容によっては可能」が4カ所となっています。

10 地域の日本語教育における学校の役割で重要なもの

問7 地域の日本語教育における日本語学校の役割にどのようなものがあるとお考えですか。重要だと思うものを4つまで、その中で最も重要だと思うものを1つ選んで、ください。

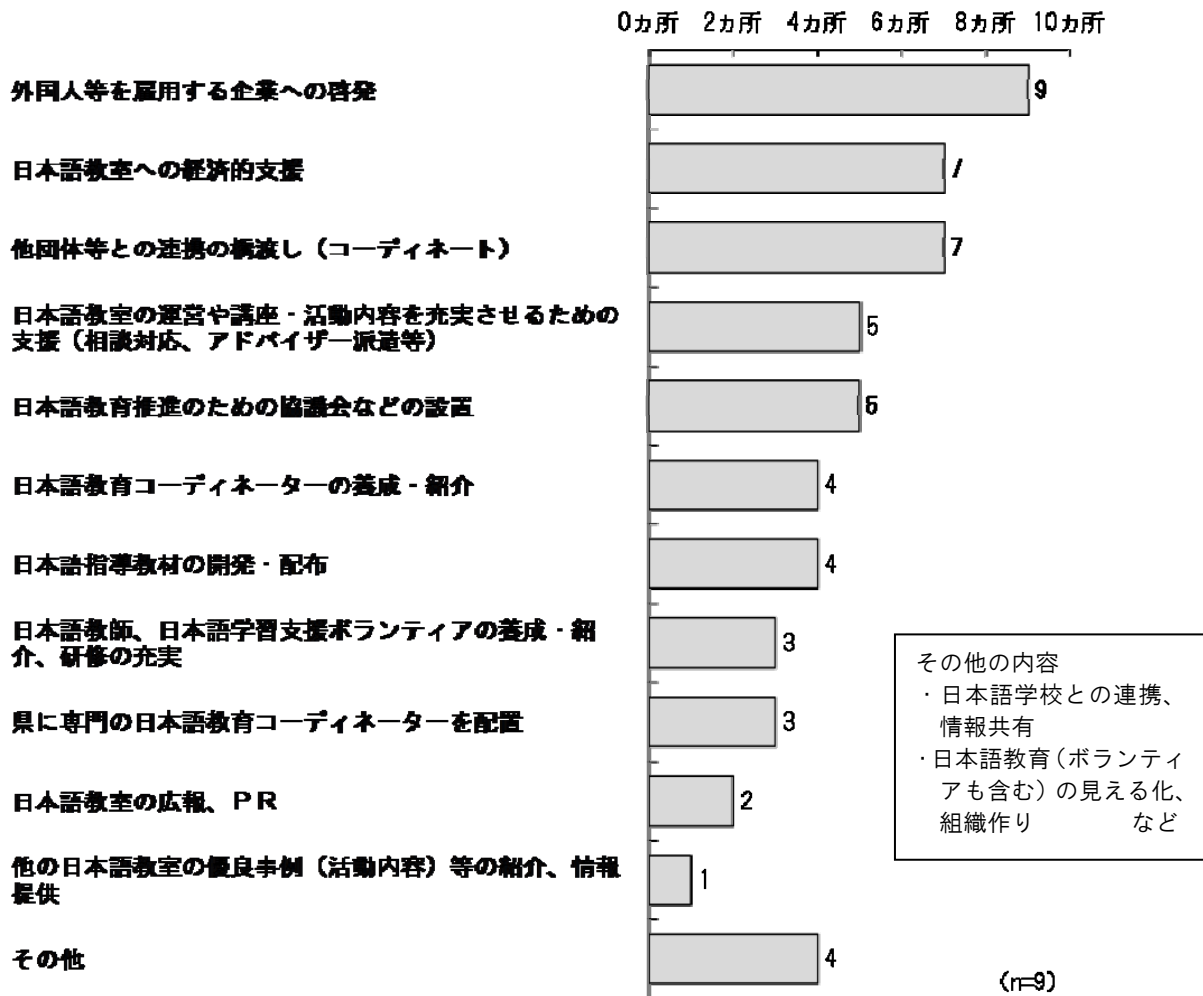


地域の日本語教育における学校の役割で重要なものにおいては、重要だと思うものでは、「外国人と地域社会との接点となる場」が8カ所と最も多く、次いで「外国人が確実に日本語能力を身につけることができる場」と「外国人が日常生活に必要な日本語を身につける場」が6カ所、「外国人の情報交換の場」と「外国人が日本の文化を理解する場」と「実践的な日本語教師の育成」が4カ所などとなっています。

その中で最も重要だと思うものでは、「外国人が確実に日本語能力を身につけることができる場」が4カ所と最も多く、次いで「外国人と地域社会との接点となる場」が3カ所、「外国人が日常生活に必要な日本語を身につける場」が2カ所などとなっています。

11 県が実施すべき地域の日本語教育にかかる施策

問8 今後、県は地域の日本語教育にかかるどのような施策を実施すべきだと思いますか。
(あてはまる番号全てに○)

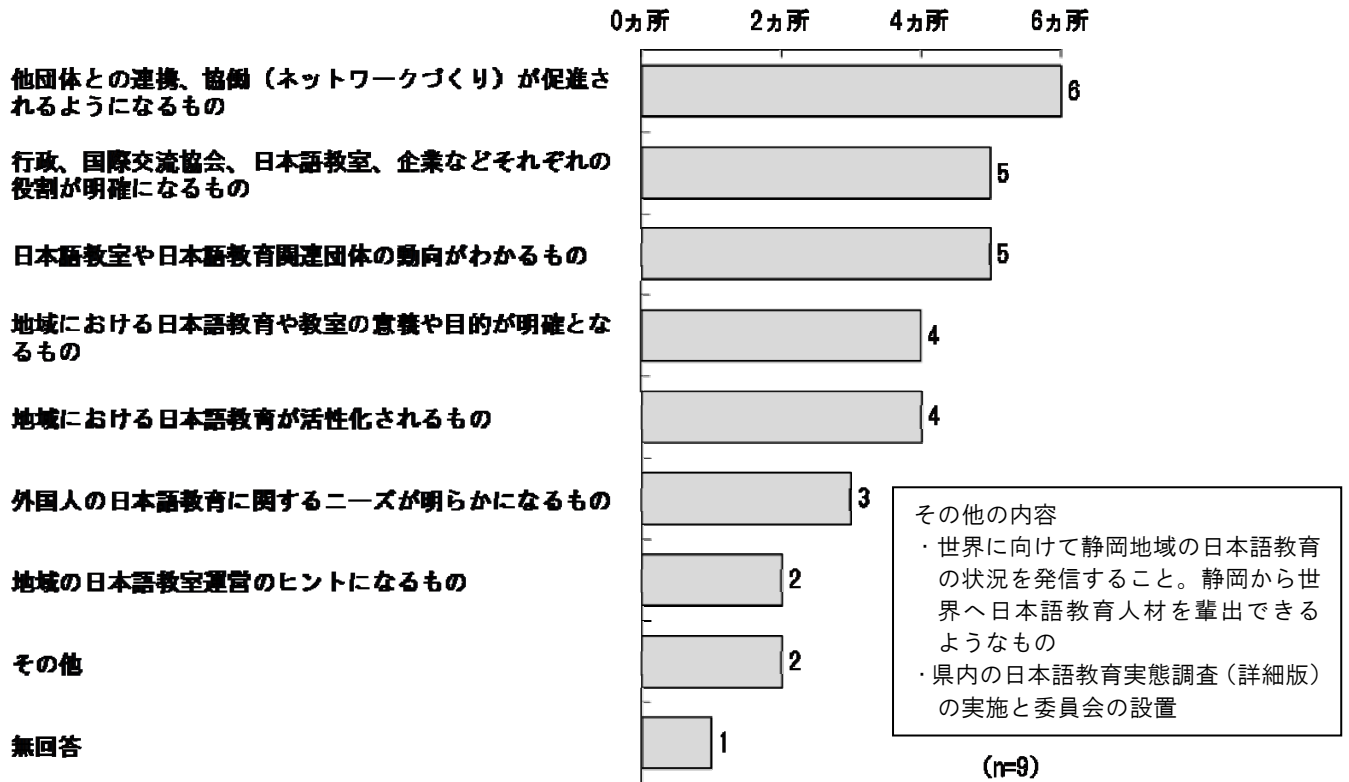


県が実施すべき地域の日本語教育にかかる施策においては、「外国人等を雇用する企業への啓発」が9カ所と最も多く、次いで「日本語教室への経済的支援」と「他団体等との連携の橋渡し（コーディネート）」が7カ所、「日本語教室の運営や講座・活動内容を充実させるための支援（相談対応、アドバイザー派遣等）」と「日本語教育推進のための協議会などの設置」が5カ所などとなっています。

12 静岡県における日本語教育の方針・計画策定に期待すること

問9 静岡県における日本語教育の方針・計画策定に期待することは何ですか。

(あてはまる番号全てに○)



静岡県における日本語教育の方針・計画策定に期待することにおいては、「他団体との連携、協働（ネットワークづくり）が促進されるようになるもの」が6カ所と最も多く、次いで「行政、国際交流協会、日本語教室、企業などそれぞれの役割が明確になるもの」と「日本語教室や日本語教育関連団体の動向がわかるもの」が5カ所、「地域における日本語教育や教室の意義や目的が明確となるもの」と「地域における日本語教育が活性化されるもの」が4カ所などとなっています。